

①、除罰金の宗罰
 ②、以て買取の権限
 ③、展金展合を以て金
 ④、十一月三日の左
 ⑤、各本班の借水明
 ⑥、金庫積を端立の
 ⑦、臨時非常運送日
 ⑧、要するに六のつ
 ⑨、此の香々々且又
 ⑩、改組業員用日本

財団法人 協同會福岡出張所

十、經 過
 従業員中の日本石炭坑夫組合員荷川某外一名は組合本部と連絡し五月二日會社側に前記要求の歎願書を提出したる處翌三日勞務主任より一面に付約一割の値上をなす尙手當に就ては要求に基き實現を約する旨回答したるが其後何等の沙汰なき爲再三實現を要望せり。
 會社側は従業員の勤務を憂慮し六月十四日
 1、物價手當 一般坑夫一日二十錢支給
 2、臨時手當 一ヶ月皆勤日給二分 一日欠勤日給一分
 を發表したるが従業員側は勞務主任の誓約と相當の懸融ありとて應ぜず遂に十五日に至り一番方坑夫二百十六名は作業を中止し約四十名が昇坑罷業を決定するに至つたこの態度に刺戟せられた二番方七十六名も罷業に合流し事態激化したる爲

財団法人 協同會福岡出張所